議第三十三号

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例 \mathcal{O} 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

という。 第二十六条第三項中 岐阜県税条例 」を加える。 昭 和二十五年岐阜県条例第二十二号) 「森林環境税に係る徴収金」 の下に \mathcal{O} 部を次のように改正する 以下 「森林環境税に係る徴収金」

を加え、 四項中 を加え、 県民税」 境税」を加える。 いては」 条第五項中 第二十 に改め、 の下に を「には」に改め、 同 同項第二号中「均等割」の下に 八条の見出し中 「前五項」 個人の県民税に係る徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」 項第二号及び第三号中 「県民税」 「市町村民税の課税総額」 「及び森林環境税」を加え、 を の 下 に 「前各項」 「賦課徴 同項第一号中「徴収金」の下に「並びに森林環境税に係る徴収金」 「及び森林環境税」を加え、 に、 収 「徴収金」 を 外 「賦課徴収等」に改め、 「並びに森林環境税」を加え、 の下に「及び森林環境税の課税総額」を加え、 の下に を 同項第一号中「県民税」の下に「及び森林環境税」 「ほか」 「及び森林環境税に係る徴収金」 に改め 同条第六項中 同条第一項中 「県民税」 同項第四号中「と」を 「におい \mathcal{O} 下に を加え、 「決定した個 ては」 「 及 び を加え、 同条第 を 同 \mathcal{O}

附則

」の条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案説明

めようとする。 森林環境税の 賦 課徴収に関 市町 村長が知事に報告すべき事項を定めるため、 \mathcal{O} 条例を定